

住信 年金情報

PENSION NEWS

(平成21年7月17日)

年金信託部

【厚生年金基金・確定給付企業年金】

業務報告書等の様式の改正及び 事業年度終了後に合併や分割等があった場合の決算事務の取扱いに関する通知

7月10日付けで、業務報告書等の様式の改正(①)及び事業年度終了後に合併や分割等があった場合の決算事務の取扱い(②)に関する通知改正が行われておりますのでご案内いたします。

<①・②に関する通知改正>

- ・「厚生年金基金における決算事務の取扱いについて」の一部改正について
<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/090717kessanjimu.pdf>
- ・「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について
<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/090717dbkijun.pdf>

<①のみに関する通知改正>

- ・「厚生年金基金の事業運営について」の一部改正について
<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/090717jigyounuei.pdf>
- ・「厚生年金基金の実施監査の関係書類について」の一部改正について
<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/090717jicchikansa.pdf>
- ・「厚生年金基金の解散等及び清算について」の一部改正について
<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/090717kaisanseisan.pdf>
- ・「厚生年金基金の財政運営について」の一部改正について
<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/090717zaiseiunei.pdf>
- ・「厚生年金基金の設立、合併及び分割等の認可申請等の手続について」の一部改正について
<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/090717ninkashinsei.pdf>
- ・「厚生年金基金の資産運用に係る事務の取扱いについて」の一部改正について
<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/090717unyoujimu.pdf>
- ・「厚生年金基金の業務報告書の様式について」の一部改正について
<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/090717houkokusho.pdf>

①及び②の改正の概要等は、それぞれ以下のとおりです。

① 業務報告書等の様式の改正について

4月28日のPENSION NEWS(※)にてご案内申し上げた内容から大きな変更はありません。

(※)<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/090428houkokupc.pdf>

1. 改正の概要

(1) 業務報告書等について、必要な欄の追加等を行う。

- ・ 掛金の本人負担分の欄の追加(厚年基金、確定給付企業年金)
- ・ 当年度の賞与標準給与額の累計の欄の追加(厚年基金)
- ・ 離婚分割の件数等の欄の追加(厚年基金)
- ・ 政策的資産構成割合や適年からの移行状況等の欄の追加(厚年基金、確定給付企業年金)

(2) 勘定科目について、既に存在しないもの(過剰積立金残高等)の削除等を行う。

(3) その他、所要の改正を行う。

2. 実施時期

(1) 業務報告書等については、年度用は平成22年3月31日基準日から、四半期用(業務報告書のみ)は平成22年6月30日基準日から新様式に移行するものとし、平成22年3月30日以前を基準日とするものは旧様式とする。

(2) 勘定科目等については、平成21年3月31日基準日のものから新科目とする。

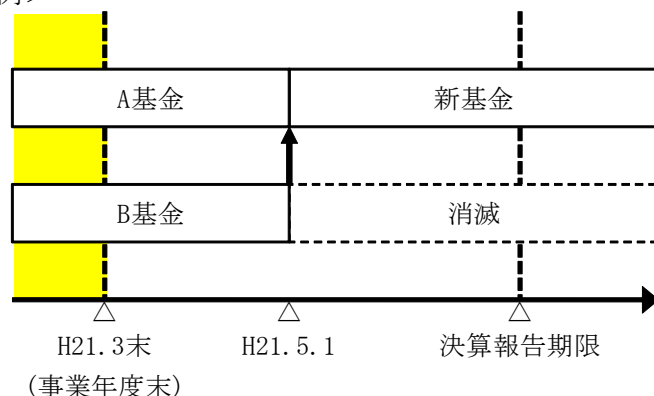
なお、本改正に伴い、「厚生年金基金の実施状況に関する報告について(平成19年1月19日年企発第0119001号)」及び「確定給付企業年金の実施状況に関する報告(平成19年1月4日年企発第0104001号)」は廃止され、新様式による提出を行う場合には、これらの通知に基づく報告は不要とされております。

② 事業年度終了後に合併や分割等があった場合の決算事務の取扱いについて

1. 改正の概要

厚生年金基金及び確定給付企業年金(以下、基金等)において、事業年度終了後から当該年度の決算書類の提出期限までの間に合併や統合、分割等により基金等が消滅した場合、当該消滅基金等に係る決算書類は、存続する基金等が提出するものとされました。

<例>



旧A基金の決算報告書
新基金が報告する(旧A基金で議決していない場合は新基金で議決)

旧B基金の決算報告書
新基金が報告する(旧B基金で議決していない場合は新基金で議決)

注: いずれの決算においても合併を考慮せず作成する。

2. 実施時期

平成21年7月10日

以上